

# 天龍村特定環境保全公共下水道事業 経営戦略

団 体 名 : 長野県下伊那郡天龍村

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成12年度 (経過年数25年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適用(令和6年4月より、財 務規定等一部適用)
処理区域内人口密度	13.59人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1処理区(平岡処理区)		
処 理 場 数	1箇所(椋淵クリーンセンター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	特に無し		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行使用料体系は令和6年4月1日に改定。 (1か月当り・税込での基本使用料を1,650円から1,760円へ改定)</li> <li>・基本使用料と従量使用料を併用した体系となっており、使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進制(累進度1.13)を採用。</li> <li>・資産維持費は対象経費に見込んでいない。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(税込・1か月当り)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">超過料金</th> </tr> <tr> <th>汚水量</th> <th>金額</th> <th>汚水量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">10m<sup>3</sup></td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1,760円</td> <td style="text-align: center;">11~20m<sup>3</sup></td> <td style="text-align: center;">1m<sup>3</sup>につき165円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">21~30m<sup>3</sup></td> <td style="text-align: center;">1m<sup>3</sup>につき176円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">31m<sup>3</sup>以上</td> <td style="text-align: center;">1m<sup>3</sup>につき187円</td> </tr> </tbody> </table>				基本料金		超過料金		汚水量	金額	汚水量	金額	10m <sup>3</sup>	1,760円	11~20m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき165円	21~30m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき176円	31m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> につき187円
基本料金		超過料金																		
汚水量	金額	汚水量	金額																	
10m <sup>3</sup>	1,760円	11~20m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき165円																	
		21~30m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき176円																	
		31m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> につき187円																	
業務用使用料体系の 概要・考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭用と区別せず、一律の下水道使用料体系を採用。</li> </ul>																			
その他の使用料体系の 概要・考え方																				
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	令和6年度 3,410 円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	令和6年度 4,083 円																	
	令和5年度 3,300 円		令和5年度 3,326 円																	
	令和4年度 3,300 円		令和4年度 4,132 円																	

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。  
※「実質的な使用料」については、税込で表示。

### ③ 組織

職員数 事業運営組織	本村の下水道事業は、建設課環境水道係が担当しており、1名で対応している。 ※令和8年4月より部署名を「振興課水道係」に変更予定。
---------------	---

#### (2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	■処理場施設の維持管理業務等を民間企業に委託。 (仕様発注) ■包括的民間委託は未導入。
	イ 指定管理者制度	■未導入
	ウ PPP・PFI	■未導入
資産活用の状況	ア エネルギー利用 *4 (下水熱・下水汚泥・発電等)	■未導入
	イ 土地・施設等利用 *5 (未利用土地・施設の活用等)	■未導入

\*4 エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

#### (3)経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

# 経営比較分析表（令和6年度決算）

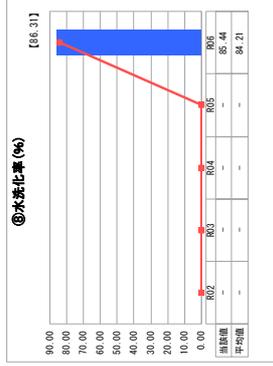
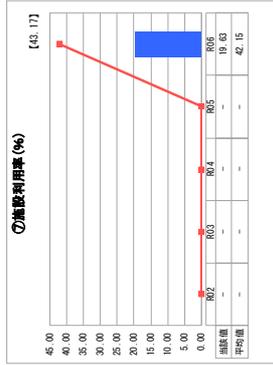
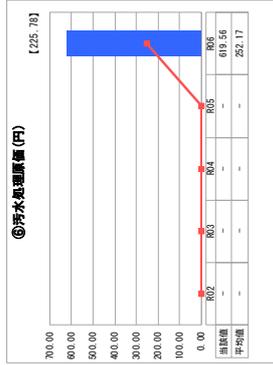
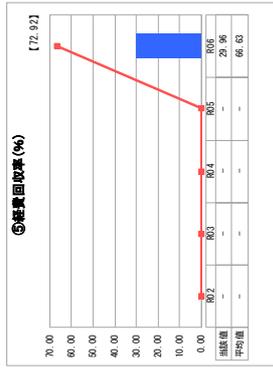
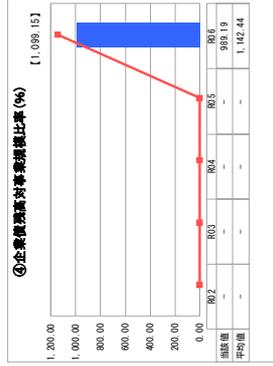
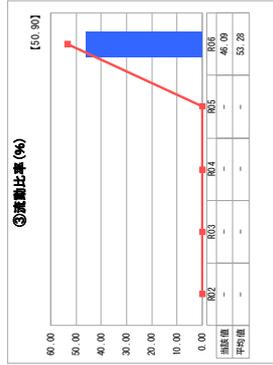
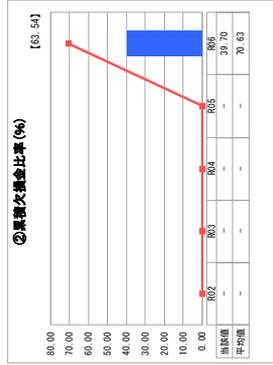
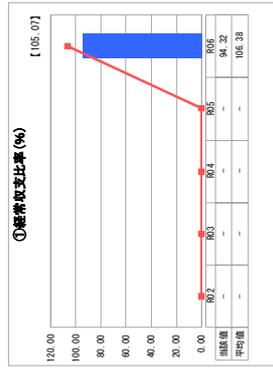
長野県 天龍村

業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20㎡以上身置料費(円)
-	84.69	66.73	122.86	3,630

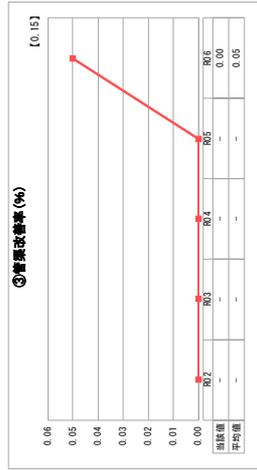
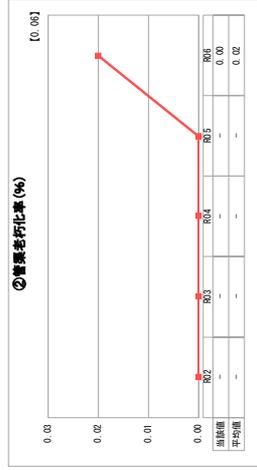
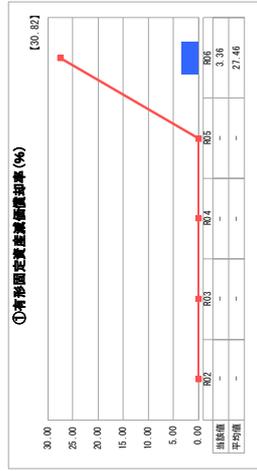
人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
1,028	109.44	9.39
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
666	0.49	1,359.18

当類似団体値 (当該値)	類似団体平均値 (平均値)
【】	令和6年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

**1. 経営の健全性・効率性について**  
 過高齢化により加入者数は減少傾向にあることや、処理済の稼働率は下がっていく状況のため、汚泥も減量し⑧施設利用は低い水準となっている。また、⑧水先化率は加入促進を引き続き図っていく。  
 現状の施設は、耐用年数を超過する設備が少なく、大規模な更新等は発生していない。しかし、汚泥量の減少や10年後の老朽化状況、施設維持、施設運営を想定すると、経営計画作成が急務である。そのため、令和6年～7年度にかけて、ストックマネジメント計画の策定及び、経営戦略の策定を行い、効率的な施設運営を図っていく。  
 ⑥汚水処理原価については、処理区域の地形上、ポンプ施設が多いことや、故障修繕等の維持管理に要する費用が多く、これら一般会計からの繰外繰入を差控えているため、⑤経費回収率も低い水準である。こうした影響から、①経費収支比率は100%未満であり、料金改定や維持管理費の削減等、経営改善を図っていくことと急務である。  
 現状は大規模事業がないため、企業債発行額が少額であるが、今後の老朽化に伴う施設更新を実施することで、④企業債返済対事業規模比率の増加が懸念される。③流動比率の向上を目指し、現金確保のため、②集積欠損金を図る必要がある。  
 ②集積欠損金比率は、非現金収支の影響を受けており、今後のキャッシュフローの推移を確認していく。費用削減等の改革が必要になると想定する。

## 2. 老朽化の状況について

処理済や営業は、平成8年より着工しており、供用開始平成13年から、26年が経過している施設である。均等の中に設置されている機器や附加設備は、単年で故障しやすいため、小規模修繕は必要である。また、耐用年数が経過する施設は少ないものの、今後の施設更新計画を策定し、計画的に更新することで、平準化を図っていく必要がある。

## 全体総括

将来的にも適正化も適正化による下水道使用人口の増加による施設維持費の増大が懸念される。また、下水道事業の老朽化対策として、計画的な更新や修繕が必要である。また、下水道事業の老朽化対策として、計画的な更新や修繕が必要である。また、下水道事業の老朽化対策として、計画的な更新や修繕が必要である。

※ 「経費収支比率」、「集積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「営業老朽化率」については、法適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出してしています。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

- 本村の下水道事業は、汚水の整備率が100%であり、将来的には汚水処理区域の拡大は行わない予定である。
- 処理区域内人口は行政人口の減少率を見込んで設定する。
- 行政人口は、「天龍村人口ビジョン」の予測に基づく。
- 処理区域内人口は、10年後の令和17年度には547人(令和7年度から151人減)、30年後の令和37年度には411人(令和7年度から287人減)となる見通し。

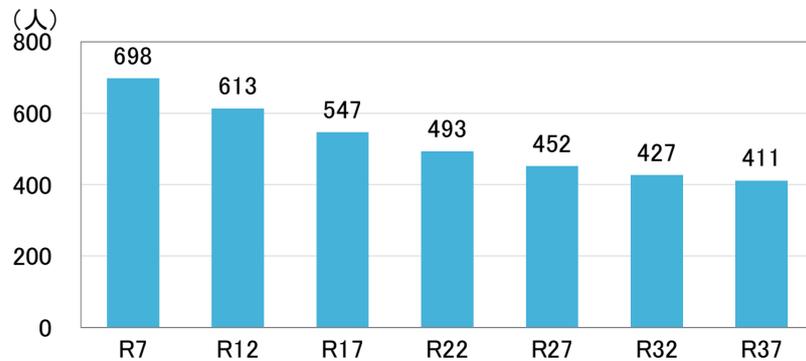


図 処理区域内人口の予測

### (2) 有収水量の予測

- 有収水量は[水洗化人口×1人当たりの汚水量原単位]により算定する。
- 水洗化人口は、行政人口に対する比率を用いて算定する。
- 有収水量は令和17年度には約58,000 $\text{m}^3$ (令和7年度から約16,000 $\text{m}^3$ 減)、令和37年度には約44,000 $\text{m}^3$ (令和7年度から約30,000 $\text{m}^3$ 減)で推移する見通し。

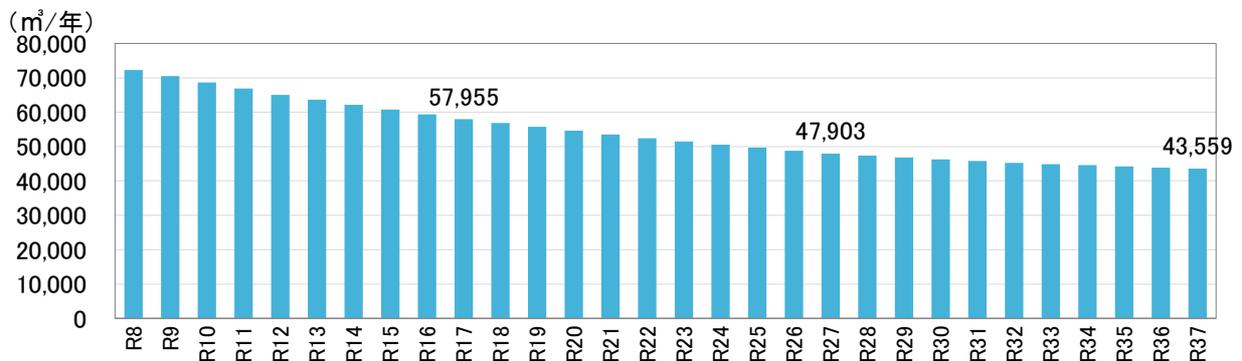


図 有収水量の予測

### (3) 使用料収入の見通し

- 現行の下水道使用料体系を維持した場合の使用料収入は、予測した有収水量に使用料単価を乗じて算定。
- 現状維持の場合の使用料単価は令和6年度の使用料単価(185.60円/㎡)を固定とする。
- 現行の使用料体系を維持した場合の令和17年度の使用料収入は約1,080万円(令和7年度から約200万円減)、令和37年度には約809万円(令和7年度から約466万円減)で推移する見通し。

(百万円)

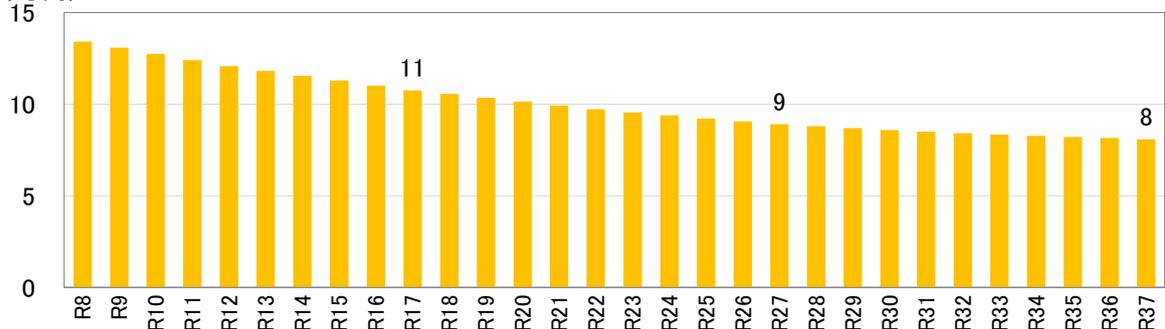


図 使用料収入の見通し

### (4) 施設の見通し

- 本村公共下水道事業は処理場1か所(椋淵クリーンセンター)、管渠15km(全て汚水)を保有。
- 処理場施設については、供用開始から25年が経過しており、機械・電気設備を中心に今後老朽化が進む見通しであり、ストックマネジメント計画を策定し、同計画に基づく老朽化対策の実施を予定。
- 管路施設については、管路の新設は無く、耐用年数にはまだ達していないため、マンホール蓋のみを更新する。

(百万円)



図 施設の見通し

### (5) 組織の見通し

今後、本村の下水道事業では、下水道としての機能を維持するために、処理場施設等の改築事業を遅滞なく推進することが求められる。そのためには事業の規模に応じた体制を確保することが必要であるため、少なくとも現行体制の維持を前提とする方針とする。

### 3. 経営の基本方針

今後の経営方針については、上位計画との整合を図り、以下の事項を経営方針とする。

#### 1. 生活排水処理対策の推進

##### (1) 水洗化率の向上

未加入者に対して、さらなる加入促進の広報に努めるとともに、区域外においては合併浄化槽設置の広報に努め、水洗化の促進を図っていきます。

##### (2) 処理場の有効活用

低稼働率対策として、先進事例等を研究しながら、施設規模の変更を検討し、処理施設の稼働率向上を図っていきます。

#### 2. 経営健全化

##### (1) 維持管理費の削減

運転方法の見直し等を行い、維持管理コストの抑制を行います。

##### (2) 補助金や企業債の活用

改築更新事業等の財源については、国庫補助制度や下水道事業債等を最大限活用し、財源の確保に努めます。

##### (3) 下水道使用料の見直し

経営状況や利用者の負担を踏まえた上で、下水道事業の経営健全化のために、下水道使用料の改定を行います。

##### (4) DXの導入

下水道事業におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進に向けて、施設台帳や管路台帳のデジタル化に取り組みます。

#### 3. 下水道施設の整備

##### (1) 老朽化対策の推進

ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策を推進し、下水道の機能維持に努めます。

##### (2) 災害への対応

災害時における復旧工事を速やかに実施するため、必要な資機材の備蓄、優先調達等に取り組みます。

### 4. 投資・財政計画(収支計画)

#### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

#### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

##### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	① 樫淵クリーンセンターの改築事業の推進 ② マンホール蓋の更新
-----	-------------------------------------

計画期間(令和8年度～令和17年度)における投資計画としては以下の内容を見込んでいます。

① 樫淵クリーンセンターやマンホールポンプの改築工事：約4億2千万円

② マンホール蓋の更新：約1億円

## ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	①国の補助制度等を最大限活用 ②使用料改定による経費回収率の向上と基準外繰入金の削減
-----	---

「投資・財政計画」においては、以下の考え方により経営戦略の計画期間内(令和8年度～令和17年度)における財源を設定しています。

### ①国庫補助金及び企業債

■現行の国の補助制度等を最大限活用することを前提として、国庫補助金や企業債の金額を計上しています。

国庫補助金:約2億3千万円 企業債:約2億9千万円

### ②下水道使用料

■経費回収率の向上と基準外繰入金の削減を目的に、下水道使用料の改定を見込んでいます。正式な改定時期と改定率は、審議会等での議論を踏まえて設定します。

使用料収入:約1億3千万円

### ③一般会計繰入金

■基準内繰入金については、総務省が定める繰出基準に適合する金額を計上します。また、収益的収支の赤字と事業全体の資金不足を補填するための基準外繰入金を計上します。

基準内繰入金:約1億2千万円 基準外繰入金:約2億9千万円

## ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

「投資・財政計画」においては、以下の考え方により経営戦略の計画期間内(令和8年度～令和17年度)における投資以外の経費を設定しています。

①維持管理費:2025年度(令和7年度)予算額を基に物価上昇を見込んでいます。

②企業債元金償還金、支払利息:現行の償還方法(償還方法、償還期間、据置期間)に基づき、近年の金利を設定して算定しています。

③減価償却費:既取得資産に対する減価償却費に、将来の投資額を基に算定した将来分の減価償却費を加算し、算定しています。

④職員給与費:2025年度(令和7年度)予算額を基に人件費上昇率を見込んでいます。

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度		令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	13,115	12,749	12,368	13,078	14,016	13,646	13,276	12,987	12,699	13,651	13,333	13,016	
	(1) 料金収入	13,115	12,743	12,362	13,078	14,016	13,646	13,276	12,987	12,699	13,651	13,333	13,016	
	(2) 雨水処理負担金													
	(2) 受託工事収益 (B)													
	(3) その他の他	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2. 営業外収益	59,935	84,226	61,606	50,111	50,210	53,980	86,088	68,304	66,095	69,067	73,316	108,525	
	(1) 補助金	29,630	53,987	31,669	20,173	19,761	21,261	51,058	30,895	26,266	26,818	28,654	61,405	
	他会計補助金	24,240	41,517	28,039	20,173	19,761	21,261	39,058	30,895	26,266	26,818	28,654	48,405	
	その他の補助金	5,390	12,470	3,630	0	0	0	12,000	0	0	0	0	13,000	
	(2) 長期前受金戻入	30,286	29,937	29,935	29,937	30,448	32,718	35,029	37,408	39,828	42,248	44,661	47,119	
	(3) その他の他	19	302	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	収入計 (C)	73,050	96,975	73,974	63,189	64,226	67,626	99,364	81,291	78,794	82,718	86,649	121,541	
	支 出	1. 営業費用	72,192	94,112	73,955	63,761	64,767	67,544	98,552	79,610	76,150	79,084	82,005	115,865
		(1) 職員給与と	5,408	8,741	7,777	7,792	7,862	7,935	8,009	8,082	8,157	8,233	8,308	8,383
基本給与		3,195	3,685	3,741	3,626	3,659	3,693	3,727	3,761	3,796	3,831	3,866	3,901	
退職給付費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他		2,213	5,056	4,036	4,166	4,203	4,242	4,282	4,321	4,361	4,402	4,442	4,482	
(2) 経費		35,110	53,503	34,141	23,688	24,113	24,547	53,170	31,799	25,892	26,361	26,835	58,226	
動力費		2,699	22	19	23	23	23	24	24	25	25	26	26	
修繕費		285	1,425	636	1,477	1,504	1,531	1,559	1,587	1,616	1,646	1,676	1,706	
材料費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他		32,126	52,056	33,486	22,188	22,586	22,993	51,587	30,188	24,251	24,690	25,133	56,494	
(3) 減価償却費		31,674	31,868	32,037	32,281	32,792	35,062	37,373	39,729	42,101	44,490	46,862	49,256	
2. 営業外費用		5,255	6,955	2,018	2,500	4,485	5,153	5,974	6,866	7,780	8,785	9,845	10,904	
(1) 支払利息		2,367	1,990	1,601	1,320	1,351	1,974	2,704	3,550	4,465	5,424	6,393	7,361	
(2) その他		2,888	4,965	417	1,179	3,134	3,179	3,270	3,316	3,316	3,361	3,452	3,543	
支出計 (D)	77,447	101,067	75,973	66,261	69,252	72,697	104,526	86,476	83,930	87,869	91,850	126,769		
経常損益 (C)-(D) (E)	△ 4,397	△ 4,092	△ 1,999	△ 3,071	△ 5,026	△ 5,071	△ 5,162	△ 5,185	△ 5,137	△ 5,151	△ 5,201	△ 5,228		
特別利益 (F)														
特別損失 (G)	811	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特別損益 (F)-(G) (H)	△ 811	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)	△ 5,208	△ 4,092	△ 1,999	△ 3,071	△ 5,026	△ 5,071	△ 5,162	△ 5,185	△ 5,137	△ 5,151	△ 5,201	△ 5,228		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	△ 5,208	△ 9,300	△ 11,299	△ 14,371	△ 19,396	△ 24,468	△ 29,630	△ 34,814	△ 39,951	△ 45,102	△ 50,303	△ 55,531		
流動資産 (J)	17,608	20,139	16,935	29,545	34,411	44,863	46,610	50,924	56,934	63,478	75,901	77,422		
うち未収金	12,400	18,990	7,785	12,232	11,870	14,825	12,383	11,516	11,634	11,968	15,798	12,881		
流動負債 (K)	38,207	40,545	31,517	34,143	29,952	31,537	25,059	23,298	24,692	26,825	34,751	31,756		
うち建設改良費分	21,859	23,077	15,205	10,552	6,916	3,652	1,119	736	1,903	3,457	5,107	6,828		
うち一時借入金	0	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
うち未払金	14,561	14,519	12,686	19,932	19,343	24,158	20,179	18,766	18,958	19,502	25,743	20,991		
累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )	△ 40	△ 73	△ 91	△ 110	△ 138	△ 179	△ 223	△ 268	△ 315	△ 330	△ 377	△ 427		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)	13,115	12,749	12,368	13,078	14,016	13,646	13,276	12,987	12,699	13,651	13,333	13,016		
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健全化法施行令第17条により算定した事業の規 (P)	13,115	12,749	12,368	13,078	14,016	13,646	13,276	12,987	12,699	13,651	13,333	13,016		
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		( 決 算 )	( 予 算 )												
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	0	0	0	13,250	32,600	33,050	34,500	34,950	34,950	35,400	36,300	37,950		
	うち 資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	4. 他 会 計 負 担 金	26,766	27,251	28,465	23,023	20,782	15,292	11,300	8,081	4,949	3,540	3,121	4,242		
	5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	6. 国 都 補 助 金	0	0	0	2,750	26,400	26,950	27,500	28,050	28,050	28,600	29,700	30,050		
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	8. 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	9. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計 (A)	26,766	27,251	28,465	39,023	79,782	75,292	73,300	71,081	67,949	67,540	69,121	72,242			
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
純 計 (A)-(B) (C)	26,766	27,251	28,465	39,023	79,782	75,292	73,300	71,081	67,949	67,540	69,121	72,242			
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	4,752	3,798	6,930	16,000	59,000	60,000	62,000	63,000	63,000	64,000	66,000	68,000		
	うち 職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	2. 企 業 債 償 還 金	22,013	23,073	24,298	23,023	20,782	15,292	11,300	8,081	4,949	3,540	3,121	4,242		
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金														
	5. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計 (D)	26,765	26,871	31,228	39,023	79,782	75,292	73,300	71,081	67,949	67,540	69,121	72,242			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	△ 1	△ 380	2,763	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	0	0	4,762	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	△ 1,999	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	4. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計 (F)	0	0	2,763	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
補填財源不足額 (E)-(F)	△ 1	△ 380	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
企 業 債 残 高 (H)	129,732	106,659	82,361	72,588	84,406	102,164	125,365	152,234	182,235	214,095	247,274	280,982			

○他会計繰入金 (単位:千円) (単位:千円)

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		( 決 算 )	( 予 算 )												
収 益 的 収 支 分		24,619	41,517	28,039	20,173	19,761	21,261	39,058	30,895	26,266	26,818	28,654	48,405		
	うち 基準内繰入金	12,983	3,921	4,430	4,939	6,773	7,946	10,491	11,980	9,642	10,595	11,599	12,589		
	うち 基準外繰入金	11,636	37,596	23,609	15,234	12,988	13,315	28,566	18,915	16,623	16,223	17,055	35,816		
資 本 的 収 支 分		26,765	27,251	28,465	23,023	20,782	15,292	11,300	8,081	4,949	3,540	3,121	4,242		
	うち 基準内繰入金	22,013	23,073	2,763	3,509	3,888	3,925	3,962	4,000	3,568	2,804	1,219	785		
	うち 基準外繰入金	4,752	4,178	25,702	19,514	16,894	11,367	7,338	4,081	1,381	736	1,903	3,457		
合 計		51,384	68,768	56,504	43,196	40,543	36,553	50,357	38,976	31,214	30,358	31,775	52,646		

### (3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

#### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	■ 県主導の施策と連携しながら、積極的に取り組んでいきます。
投資の平準化に関する事項	■ スtockマネジメント計画に基づき、処理場施設、マンホールポンプ、マンホール蓋を対象に、ライフサイクルを最適化した老朽化対策を実施します。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	■ 国の動向や他自治体での導入状況を踏まえて、新たな官民連携手法であるウォーターPPPの導入について、導入可能性を検討します。
その他の取組	■ 上記以外の取組について、国や県の動向や他都市の状況を踏まえ、必要に応じ検討します。 ■ 汚泥脱水車の代替として、汚泥脱水機の導入について検討します。

#### ② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	■ 経費回収率の向上、基準外繰入金削減を目的に、利用者負担に配慮しながら、下水道使用料の改定を検討します。
資産活用による収入増加の取組について	■ 現段階では採算性が見込めないことから具体的な方針はありませんが、今後は先進事例等を踏まえて、必要に応じて検討を行います。
その他の取組	■ 上記以外の今後の財源確保に関する取組について、国の動向や他自治体の状況を注視します。

#### ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	■ 先進事例等を踏まえて、包括的民間委託やウォーターPPP等の導入可能性について、必要に応じて検討します。
職員給与費に関する事項	■ 今回策定した投資・財政計画は、現行体制維持を前提に職員給与費を計上していますが、将来的には、改築事業の実施等を踏まえて、執行体制を適宜見直します。
動力費に関する事項	■ 運転方法の見直し等を踏まえて、動力費の削減を務めます。
薬品費に関する事項	■ 運転方法の見直し等を踏まえて、薬品費の削減を務めます。
修繕費に関する事項	■ Stockマネジメント計画等を踏まえて、予防保全型の修繕を実施し、修繕費の削減を目指します。
委託費に関する事項	■ 委託内容や発注方法の見直し、新技術の導入などによる委託費の削減を目指します。
その他の取組	■ 安定した組織運営を図るために、適正な職員数の確保や職員研修等を通じた技術レベルの維持に努めます。 ■ 台帳のデジタル化を推進することにより、維持管理等の業務の効率化を図ります。

